

第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

犯罪被害者等に対応するカウンセラー

(1) 犯罪被害者等に対する精神科医による支援、カウンセリング体制の整備

警察において、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備している。現在、全ての都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。また、被害少年に対しては、少年補導職員などの専門職員が、部外専門家などから助言を得つつ、カウンセリングを実施している。

さらに、平成19年度から、臨床心理士などの資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修を行う予定である。

(2) 児童相談所及び婦人相談所における相談援助

児童相談所において、少年被害者からの相談も含む子どもに関する相談について対応している。

婦人相談所においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者暴力相談支援センターの機能を担い、配偶者からの暴力被害者・同伴する家族を自ら一時保護したり、婦人保護施設などへの一時保護委託を実施している。

また、「人身取引対策行動計画」(平成16年12月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会



出典：警察庁ホームページ

議決定)に基づき、人身取引被害者の保護・支援を行っており、保護を必要とする人身取引被害者に対しては、相談支援に当たり通訳を確保し、生活場面での支援とともに、心理的ケアや医師の診察を含めた健康面の支援、医療に関する費用援助を行っている。

(3) 児童自立生活援助事業

自立援助ホームにおいて、義務教育終了後、児童養護施設などを退所し就職する児童や自立援助ホームを退所した児童に対し、相談などの援助を行っている。

(4) 児童福祉施設及び婦人保護施設入所措置

厚生労働省において、虐待を受けた子どもなどのために、児童福祉施設における適切な援助体制を確保している（P40(10)「少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施」参照）。

配偶者からの暴力被害者等が入所する婦人保護施設については、夜間警備体制の強化を図るとともに、平成19年度からは心理療法担当職員を常勤配置する。

(5) 保健所及び精神保健福祉センターにおける心のケアに関する相談窓口での対応

精神保健福祉センターや保健所において、犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を実施しており、医療が必要な場合には、医療機関に紹介を行うなど、関係機関と連携している。

精神保健福祉センターにおいては、専門知識を有する者による面接相談や電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に相談できるような体制を整備している。また、必要に応じ医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導などを行っている。

保健所においても、地域精神保健活動の一環として、精神保健相談窓口を設置し、心の健康相談を実施している。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(6) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等

厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD専門家の養成研修などを行い、精神保健福祉センター、病院、保健所などでPTSD相談事業活動を取り入れ、各施設での活動の充実を図っている。

「PTSD対策専門研修会」では、犯罪被害者の心のケアに関する研修も実施しており、平成18年度は208名が受講した（13年度から18年度までで合計1,904名が受講）。

平成18年度からは、より高度な診断評価・治療の技法などを身につけるため、医師、保健師などを対象にアドバンスコースを設けている。

(7) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、ドクターカー・ドクターヘリの普及や、初期救急医療、入院を要する救急医療、救命救急医療の体制の整備を図っている。

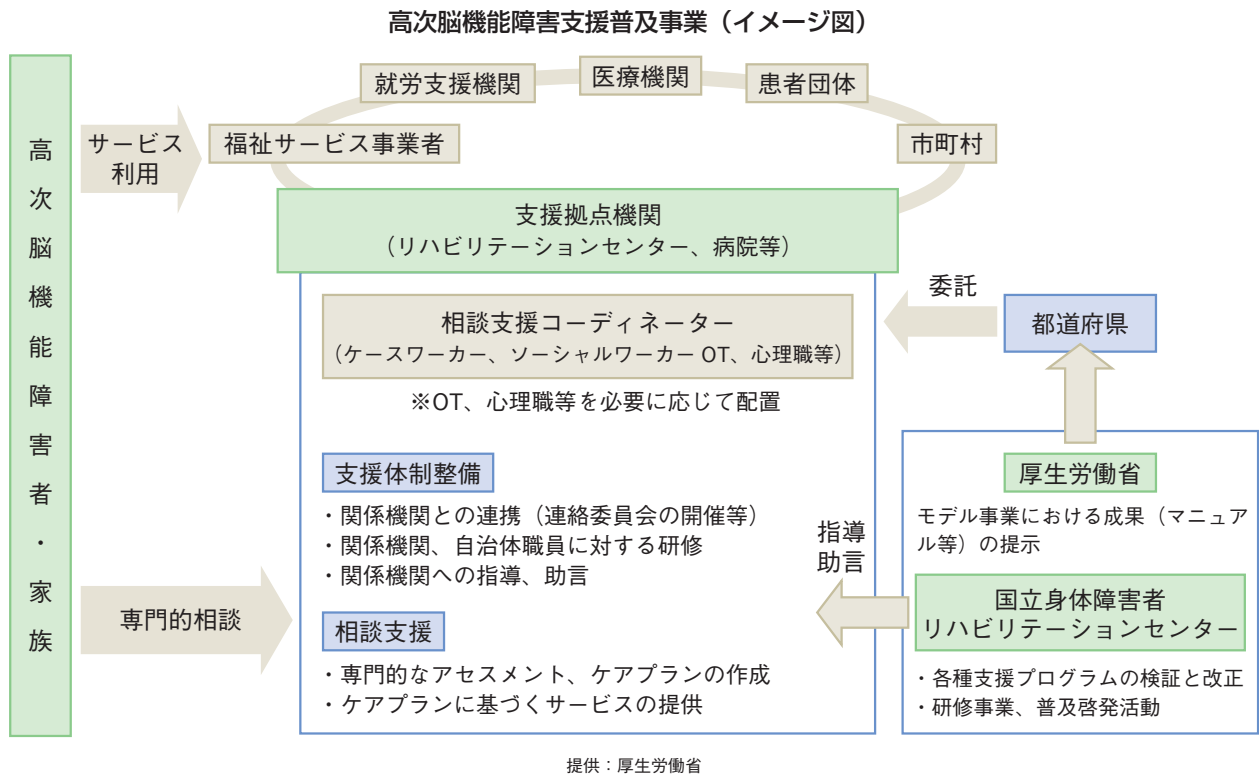
また、メディカルコントロール（MC）体制^{*4}については、平成19年5月に、救急業務の高度化のために全国に約250設置されているMC協議会の質を底上げすることを目的として総務省消防庁が主催した全国MC協議会連絡会に、厚生労働省は共催という形で参画し、充実強化を図っている。

(8) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、各都道府県に高次脳機能障害者に対する支援を行うための支援拠点機関を設置し、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法などに関する研修などを行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施している。

平成18年度においては、47都道府県のうち半数以上の都道府県において未実施となっており、今後とも、本事業を推し進めていく必要がある（「高次脳機能障害支援普及事業」：http://www.rehab.go.jp/ri/brain_fukyu/index.shtml）。

(*4) 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士などが行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。



(9) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所、医療機関などの医師、保健師などに対する「思春期精神保健対策専門研修会」の中で児童虐待や家庭内暴力などに関するカリキュラムを実施している。

思春期精神保健対策専門研修会は、医師コース、コ・メディカルコースともに、東京とその他の都市でそれぞれ年2回（3日間連続）開催されている。平成13年度から18年度まで、医師852名、コ・メディカル（看護師、保健師など）1,804名が受講し、18年度は医師89名、コ・メディカル299名が受講している。

(10) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、近年、虐待を受けた子どもの児童養護施設などへの入所が増えていることから、児童養護施設などに心理療法担当職員などを配置するなど適切な援助体制を確保してきた。平成18年度には、これまで児童養護施設、乳児院などに非常勤として配

置されてきた心理療法担当職員を常勤化することにより、より濃密に入所者への心理的ケアを行うこととし、併せて、児童自立支援施設についても常勤の心理療法担当職員を配置することにより、支援体制の充実を図っている。さらに、19年度から、被虐待児個別対応職員を常勤配置としている。

また、児童相談所においては、業務遂行のため、所長、次長、各部門の長のほか、教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師、児童心理司、心理療法担当職員などを配置することとしている。児童相談所における児童精神科医の配置状況は平成17年度では51名であったところ、18年度においては57名となっている。

(11) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、平成19年1月30日に開催された、国公立私立大学医学部長会議、国公立私立大学歯学部長会議、国公立私立大学病院長会議において、基本計画の内容を説明するとともに、各大学におけるカリキュ

ラム改革の取組を要請している。

(12) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

文部科学省において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に委嘱した「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」の中で、犯罪被害者等支援に関する基礎的な調査研究を行うとともに、その知見を活用した臨床心理士の養成・研修の在り方について検討した。同協会において報告書を取りまとめているところである（財団法人日本臨床心理士資格認定協会：<http://www4.ocn.ne.jp/~jcbcp/>）。

(13) 検察官等に対する研修の充実

法務省において、犯罪被害者等に配慮した捜査・公判活動を行うよう、検察官などに対する研修において、犯罪被害者支援などをテーマとする講義を行っている。さらに、検察官に市民感覚を学ばせるため、犯罪被害者支援団体などの公益的活動を行う民間団体や民間企業に検察官を一定期間派遣する研修を実施したり、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修を実施したりしている。

また、検察官などに対し、検察庁内外における被害者支援の現状などにつき必要な情報提供を随時行っている。

(14) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、法科大学院に促している。法科大学院においては、これに応え、犯罪や不法行為の被害者等の実態を把握・分析し、犯罪被害者等の法的地

位、損害回復の方法、被害者支援活動における課題などを考察する「被害者学」、「被害者と法」などの授業科目を開設するなどの取組が行われている。

(15) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

児童相談所において、夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図る「24時間・365日体制強化事業」を実施している。

また、中核市規模の人口を有する市の児童相談所設置については、平成18年度、横須賀市・金沢市の2市が設置した。

(16) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

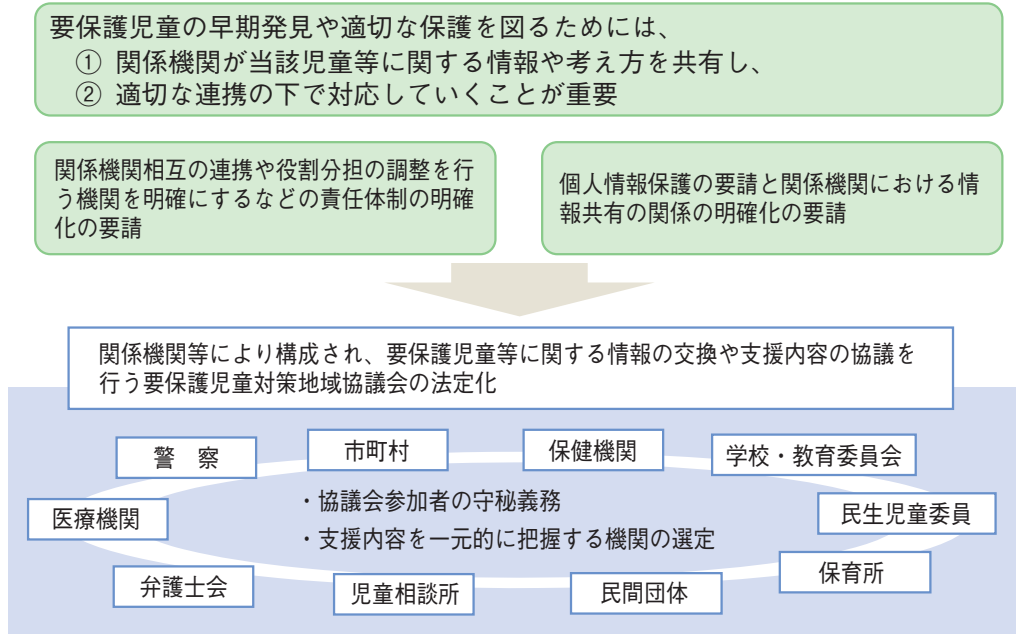
文部科学省・厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、学校と児童相談所など少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実している。

平成19年1月、児童虐待防止対策の更なる強化を図る観点から、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」などの改正を行い、市町村の相談体制の強化を図った。

また、平成19年5月、「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「要保護児童対策地域協議会」の設置が努力義務化された（20年4月施行）。

平成19年3月末現在、要保護児童対策地域協議会（虐待ネットワークを含む。）は、全市町村の約85%で設置見込みとなっている（「市町村域での要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査の結果について（平成18年4月調査）」：<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/10/h1031-5.html>）。

要保護児童対策地域協議会の設置



出典：内閣府犯罪被害者等施策ホームページ
(第4回「支援のための連携に関する検討会」厚生労働省資料)

(17) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

文部科学省において、少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実を図っている。

これまで、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置により、学校における教育相談体制を充実し、関係機関や地域の人材と連携しながら、個々の状況に応じた支援を実施している。平成18年度は、いじめの社会問題化に伴い、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置を拡充し、小・中学校を中心に児童生徒に対する集中的な教育相談を実施した。さらに19年度は、突発的な事件や災害が発生した場合にスクールカウンセラーの体制の充実を図るため、新たにスクールカウンセラー緊急支援のための取組を促進している。

また、教職員が、犯罪被害者等である児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育について、教職課程を有する大学への

実地視察や教職課程の認定の事前相談において、各大学でその内容が取り扱われるよう指導している。平成18年8月には、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアに関する内容を含めるなど、各大学においてその充実を図るよう通知した。教員に対するカウンセリングに関する研修については、同年9月の生徒指導担当指導主事連絡会議において、犯罪被害者等に対する心のケアの視点も含めて実施するよう促すなど、引き続き実施している。

(18) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察において、人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、被害少年^{*5}の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員などによる指導・助言のほか、カウンセリングなどの継続的な支援を行っている。被害少年の支援に際しては、臨床心理学、精神医学などの高度な

(*5) 「被害少年とは、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（20歳未満）をいう」（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号）。

知識・技能を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施している。

また、それぞれの地域において、保護者などとの緊密な連携の下に、日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細やかな訪問活動を行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。

平成18年9月、警察庁から都道府県警察に「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（通達）を発出し、被害児童の心情に配慮した事情聴取、被害児童の立ち直りに向けたきめ細かな支援の実施などについて指示している。

(19) 里親制度の充実

厚生労働省において、里親養育援助事業・里親養育相互援助事業による里親の支援などのほか、平成18年度から、児童相談所、乳児院などの施設と里親との連携を図りつつ、施設入所している子どもの里親への委託を推進する里親委託推進事業を実施している。

(20) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

児童相談所は、子どもに関するあらゆる相談に対応することとしており、犯罪の被害によって心のケアなどを必要とする少年からの相談についても、児童相談所の本来業務としている。当該児童相談所の場所や機能に関する周知は、設置主体である各都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市において、広報、パンフレット、ホームページなどにより行われている。

〈平成19年度〉

児童相談所数	196か所（7月1日現在）
児童福祉司数	2,263名（速報値）
児童心理司数	959名（速報値）

(21) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）により、医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について都道府県への報告を義務化することで、都道府県が医療機関に関する情報を集約し、インターネットなどでわかりやすく住民に情報提供する仕組みを制度化した（平成20年度中に完全運用）。これにより、犯罪被害者等を含む患者が、医療に関する情報を得られ、適切な医療を選択できるようになる。

(22) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

厚生労働省において、医療機関が個人情報適切に取り扱うよう、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」などの関連ガイドラインや「診療情報の提供等に関する指針」・「個人情報保護法」に基づく適切な対応について、あらためて、都道府県に周知を依頼している。

その際、都道府県において個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は適切に取り扱うこと、個人情報を不適切に取扱う医療機関に対しては都道府県知事などが報告聴取、助言、勧告又は命令の権限行使ができることなどについても明らかにし、実効性の充実に努めている。

また、保険者についても、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」などの関連ガイドラインを通知し、適切な対応を求めている。

金融庁においては、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、「保険業法」（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応を行っている（「金融分野における個人情報保護につい

て」：<http://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo/index.html>。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(23) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施、犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討

厚生労働省において、平成17年度からの厚生労働科学研究として、「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行っており、

- ①犯罪被害者の精神医学的状態についての実態とニーズ調査
- ②医療場面などにおける犯罪被害者の実態とニーズの調査
- ③精神保健福祉センターなどの職員が犯罪被害者に関わる場合のマニュアル作り
- ④重度ストレスに対する心理治療の研究などを進めている。研究の成果も踏まえて研修の内容などを今後検討していく。

(24) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

厚生労働省において、平成18年度の診療報酬改定（同年4月1日施行）で、PTSDの診断のための心理テストであるCAPS（Clinician-Administered PTSD Scale for DSM-IV：PTSD診断のための心理テストの一種）について、新たに保険適用としたほか、20歳未満の者に対して心身医学療法を行った場合の評価を引き上げた。

(25) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合にも、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療などが速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを各都道府県に求めている。

さらに、救命救急センターに対する運営費補助金への反映を念頭において、「救命救急センターの評価」の評価項目に、救急医療と精神科医療との連携体制を評価する項目の追加を検討している。

なお、現在すべての研修医が、精神疾患に対する初期的対応、精神的ケアと治療の実際を学ぶことになっている。

(26) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施設の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者を含め、患者が必要な医療サービスを受けられるように、また、患者が一貫した治療方針のもとに切れ目のない医療を受けることができるようにするために、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」を踏まえ、平成19年度中に、各都道府県における医療計画の見直しなどを行うこととしている。

医療計画には、医療圏の設定、基準病床数に関する事項、地域医療支援病院の整備の目標などに関する事項のほか、長期療養を必要とする患者を含め、患者が継続的に適切な医療を受けられるようにするという観点から、医療連携体制に関する事項などを定めることとしている。

(27) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、性暴力被害者も含め、患者などが医療に関する情報を得られるような医療体制の整備を内容とする、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医

療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成18年6月に成立した。

同法において、医療機関管理者に対し、医療に関する一定の情報についての都道府県への報告を義務化し、医療機関の標榜診療科や医師、看護師数などの基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報、医療連携や医療安全に関する情報を、都道府県が比較可能な形に整理し、インターネットなど利用しや

すい形で住民に提供することとしており、性暴力被害者であれば必要とされることが考えられる、婦人科、精神科、心療内科などの医療機関の情報についても得ることができる。

また、併せて医療に関する広告の規制の見直しを行い、これまで認められていなかった、性暴力被害者のカウンセリングを実施している旨などの広告を医療機関が行うことができることとした。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 携帯用自動通報装置の整備

警察において、犯罪被害者に対して再度危害が加えられることを未然に防止するため、携帯用自動通報装置を犯罪被害者に貸し出し、不安感の払拭や安全確保を図っている。

(2) 企業及び行政対象暴力対策の推進

警察において、企業及び行政対象暴力事犯に対して、検挙の徹底、「暴力団対策法」の効果的な運用に努めるとともに、都道府県暴力追放運動推進センターと連携して、不当要求防止責任者^{*6}に対する講習を実施したり、パンフレットを作成したりするなどして、犯罪被害者等の保護、救済を図っている。

企業対象暴力対策については、都道府県警察本部に「企業対象暴力対策本部」を設置して、各種相談体制の充実、企業や業界全体に対する指導、広報啓発活動、情報に応じた保護対策などを積極的に行っている。

行政対象暴力対策については、全国の地方公共団体に対して、暴力団などの不当要求に対する組織的な対応を規定する、いわゆるコンプライアンス条例・要綱などを制定するよう働きかけを行っている。

また、行政機関などにおける組織的対応の強化を推進するため、平成15年7月以降、19年7月までに「行政対象暴力関係省庁等連絡会議」を5回にわたって開催した。

平成19年3月、警察庁は、不当要求防止責任者講習などでの活用を目的として、民事介入暴力対策啓発ビデオ「シャットアウト 行政対象暴力」を作成し、行政対象暴力対策に関して一層の啓発を図った。

都道府県警察において、平成18年度中不当要求防止責任者講習を、1,768回実施し、合計6万9,758人が受講した。行政機関における責任者数は、18年末現在、10万446人となった。

平成19年5月31日現在、コンプライアンス条例・要綱などは、全国の地方公共団体の

不当要求被害防止広報啓発ポスター 民事介入暴力対策啓発ビデオ



提供：警察庁

(*6) 各事業所に選任された、不当要求による事業者や使用者などの被害を防止するために必要な業務を行うこととされている者